

(別紙5)

令和5年度「強い農業づくり総合支援交付金のうち
農業支援サービス事業支援タイプ」審査基準

1 令和5年度「強い農業づくり総合支援交付金のうち農業支援サービス事業支援タイプ」の審査項目及び点数配分は以下のとおりとする。

なお、事業の要件を満たす場合であっても、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は採択しないものとする。

- ・ 過去3か年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募団体(共同団体を含む。)の場合
- ・ 審査項目1から3のいずれかにおいて審査委員の過半から2点以下の採点を受けた場合

審査項目	審査項目の詳細	点数配分
1 活動の事業性・取組の実現性	事業計画に記載の取組について ・活動内容の実現可能性はどの程度か ・事業として発展していくことがどの程度期待できるか ・構成組織・人員等の面で実現できるような体制が整っているか	特に優れている5点(満点) 優れている4点 普通3点 やや劣る2点 劣る1点
2 農業現場への貢献度	事業計画に記載の取組について ・労働時間の削減やコストの低減等を通じて、どの程度農業現場の役に立つか ・どの程度多くの農家の役に立つか ・取組が1つの産地に留まらず、広まっていくことが期待されるか ・作業を外注するという意識を定着させ、農業現場・農業者の意識に変革をもたらすものであるか	特に優れている5点(満点) 優れている4点 普通3点 やや劣る2点 劣る1点
3 取組内容・技術等の新規性	事業計画に記載の取組について ・これまで農業現場で見られなかった新規性のある取組内容(例えば、農業機械のシェアリングなど)か ・これまでになかったビジネスモデルであるか ・その他、何らかの新規性があるか	特に優れている5点(満点) 優れている4点 普通3点 やや劣る2点 劣る1点

4 その他 (行政との整合)	事業計画に記載の取組について ・海外現地が求める価格ニーズに対応した農産物生産等のため、超低コスト生産に資するサービスを提供するものであるか	左記にあてはまるものであれば3点
	事業計画に記載の取組について ・環境負荷低減と生産性向上の両立の実現に資するサービスを提供するものであるか	左記にあてはまるものであれば3点
	事業計画に記載の取組について ・主食用米から高収益作物への転換に資するサービスを提供するものであるか	左記にあてはまるものであれば3点
	事業計画に記載の取組について ・農業生産資材コストの低減に資するサービスを提供するものであるか	左記にあてはまるものであれば3点
	事業計画に記載の取組について ・農業現場におけるデータ活用による生産・経営改善に資するサービスを提供するものであるか	左記にあてはまるものであれば3点
	・本事業の申請に係る農業支援サービス事業が農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）に基づく事業参入計画の認定を受けている	認定があれば3点